防護レベル選択時のフローチャート（現行活動マニュアル）

資料2-1

令和8年7月23日（木）
救助技術の高度化等検討会分科会資料

【現行】

以下の情報等から原因物質は推定可能か。
通報状況、発災場所、現場で収集した情報、被災者の症状　など

可能 → 原因物質に応じた防護措置（※）

不可 →

レベルA防護措置

ただし、以下のいずれにも該当する場合には、状況を総合的に判断し、防護レベルの引き下げを考慮する。
□曝露者周辺の人に何ら症状が見られない
□開放空間で有毒ガスの滞留、噴出等がない

※補足
以下の環境で活動する場合には、
タイプ1aを着装する。
□圧力のかかった有毒ガスや液体等がある
□有毒ガス等が噴出し、面体等に直接かかる

以後、原因物質の推定状況や現場の状況に応じて、防護措置の見直しを図る。

また、活動隊員に何らかの異常が生じた場合には、緊急退避及びレベルの引き上げを考慮する。

レベルB防護措置

※原因物質に応じた防護措置とは、原因物質の量・濃度・毒性・皮膚吸収の有無等から適切と考えられる防護レベルを講じることをいう。また、防護措置を判断するにあたって、原因物質以外にも、発災場所（屋内又は屋外）、発災からの時間経過、換気の可否、曝露者の人数・症状等も踏まえた上で、隊員の安全性を十分に確保でき、かつ効率よく活動ができる防護措置の選定に努めること。
　なお、生物剤による災害と推定できる場合は、レベルC防護措置での対応が可能である。

防護レベル選択時のフローチャート（活動マニュアル改正案）

以下の情報等から原因物質は推定可能か。
通報状況、発災場所、現場で収集した情報、被災者の症状　など

不可

可能

レベルＢ防護措置

□右記に該当すると判断した場合は、
速やかにレベルＡ防護措置に移行する

レベルA防護措置

下記のいずれかに該当する場合
□**曝露者周辺の人に同様の症状がみられる**
（または、周辺に人がおらず確認できない）
□**閉鎖空間**
□**有毒ガス等の滞留・噴出等がある**
□**その他指揮者が必要と判断した場合**

タイプ１ａ

下記のいずれかに該当する場合
□**圧力のかかった有毒ガスや液体等がある**
□**有毒ガス等が噴出し、面体等に直接かかる**

原因物質に応じた防護措置（※）

以後、原因物質の推定状況や現場状況に応じて、防護措置の見直しを図る。
また、活動隊員に何らかの異常が生じた場合には、緊急退避及びレベルの引き上げを考慮する。

（※）
- 原因物質に応じた防護措置とは、原因物質の量・濃度・毒性・皮膚吸収の有無等から適切と考えられる防護レベルを講じることをいう。
- 防護措置を判断するにあたって、原因物質以外にも、発災場所（屋内又は屋外）、発災からの時間経過、換気の可否、曝露者の人数・症状、救助の緊急性等も踏まえた上で、隊員の安全性を十分に確保するとともに、より簡易な防護措置を含め、効率よく活動ができる防護措置の選定に努めること。
- より簡易な防護措置を選定した際でも、何らかの異常を覚知した場合には、緊急退避及びレベルの引き上げを考慮する。
- 生物剤による災害と推定できる場合は、レベルC防護措置での対応が可能である。

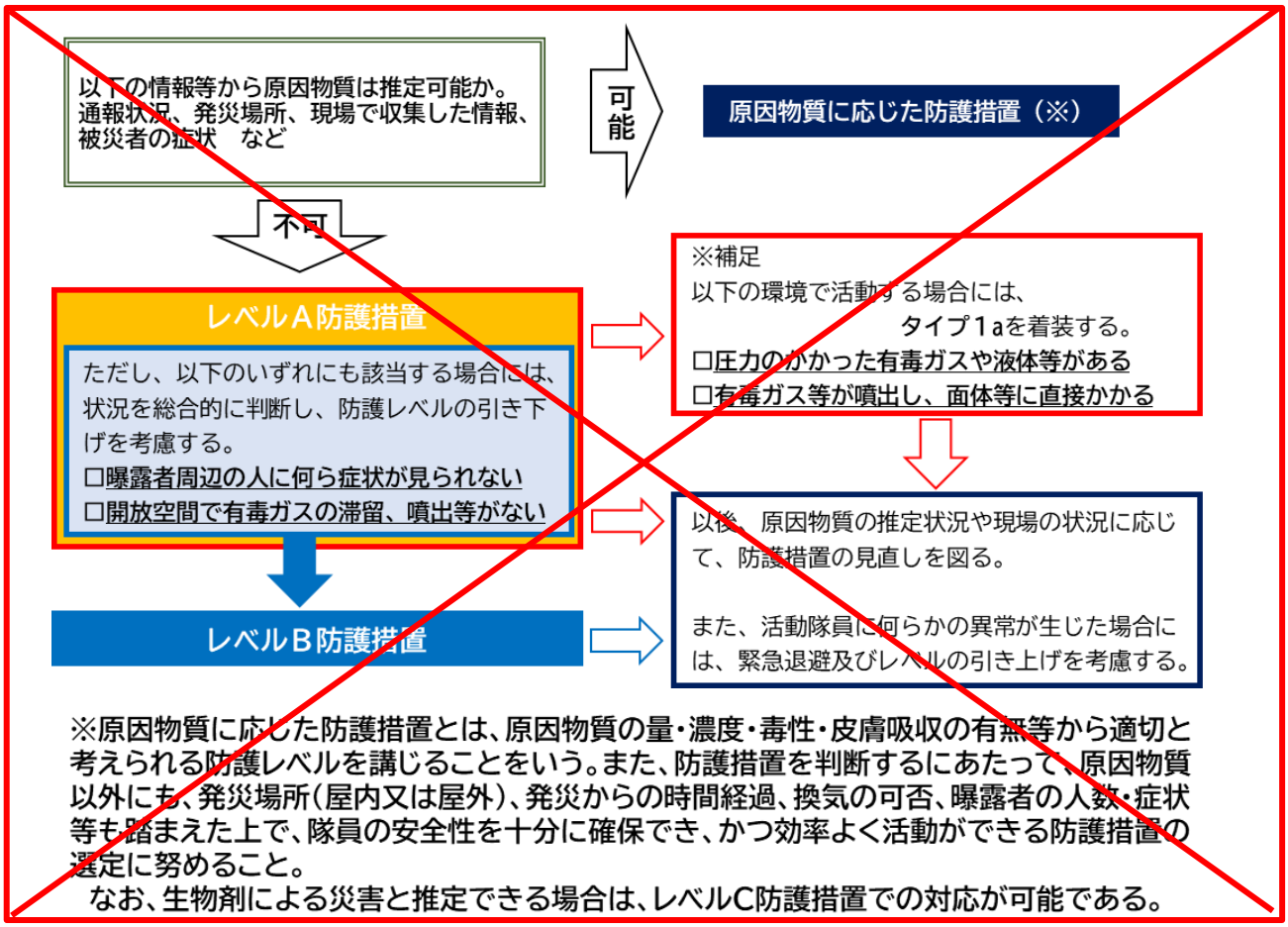
令和８年７月 23 日（木）
救助技術の高度化等検討会分科会資料

第３　防護措置の選択と消防活動

原因物質が推定できるまで又は原因物質が推定可能な場合の防護レベル選択時の目安とするフローチャート及び各区域における消防活動を以下に示す。

なお、ウォームゾーン、ホットゾーンに進入するときは、可燃性ガス測定器による継続的な測定を行うものとし、可燃性ガスが測定された場合は、難燃性を有する化学防護服の着装等を考慮する。ただし、当該防護服での活動が困難と判断された場合は、火災又は爆発の危険性がなくなるまでの間、活動又は進入を控えるほか、十分な進入・活動統制のもと活動を継続するなど、現場の状況に応じて適切な判断を行う。

図１－７　防護レベル選択時のフローチャート



１　防護レベル~~引き下げ~~の判断基準

(1)　曝露者周辺の人~~に何ら症状が見られない~~の症状~~場合~~

原因物質の濃度や毒性が高いほか、吸入・接触等による人体への影響が高い原因物質が拡散、漏えいしている状況下であれば、曝露者以外にも症状を訴える者が存在する可能性が高いと考えられる。しかし、曝露者以外に症状を訴える者が存在しない場合は、活動する隊員への影響も少ないとも考えられるため、~~防護レベル引き下げ~~防護レベルの判断材料の一つとなる。

(2)　~~開放~~空間~~での~~の状況や有毒ガスの滞留、噴出等~~がない場合~~の有無

開放された空間であれば、原因物質が拡散しやすいため、局所的に滞留する危険性が低減※4されると考えられる。また、配管等からの原因物質の噴出や持続的に化学反応を起こし、高濃度の原因物質が生成されているような状況下でなければ、直接的に曝露する危険性は低いと考えられるため、~~防護レベル引き下げ~~防護レベルの判断材料の一つとなる。

※４　比重が重く、難揮発性（持久性）の物質（VX、マスタード等）は、局所的に残存することもある。

(3)　その他

発災からの時間経過も防護レベルを決定するポイントの一つである。低濃度で毒性が高い物質であっても揮発性が高ければ、時間経過とともに気化され、開放空間であれば自然に拡散※5される。定量的な判断はできないものの、発災場所や原因物質の漏えい、噴出等の環境や状況以外にも、時間的な概念を意識することで、防護レベル決定の指標となる。

※５　難揮発性（持久性）の物質（VX、マスタード等）は、開放空間であっても長時間残存することもある。

２　レベルＡ防護措置の判断

第１章第３節第２「防護措置の区分」にも示すとおり、レベルＡ防護措置はタイプ１ａ及びタイプ１ｂに区分される。圧力のかかった有毒ガスや液体等が存在する環境のほか、有毒ガス等が噴出しているような状況であれば、気密性の高い防護服でなければ、完全に防護できないおそれがある。また、自給式空気呼吸器が直接、汚染された場合、腐食等の危険性が生じ、呼吸保護に支障をきたすおそれもある。そのため、圧力の有無や原因物質の漏えい、噴出状況によって、レベルＡ防護措置を使い分ける必要がある。

第１節　消防部隊の活動範囲と消防活動

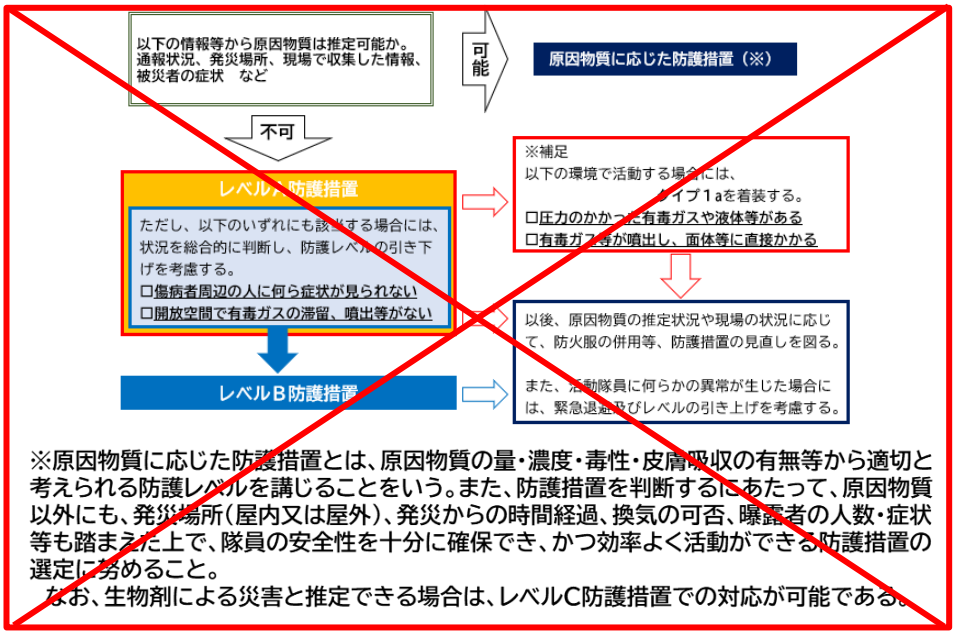
化学災害又は生物災害が発生した場合は、活動区域の設定を行い、その災害に適合した防護措置を講じたうえで、消防活動を実施する。（資料編：Ｐ.21～23　様式３～５参照）
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-138/04/shiryou.pdf#page=23

原因物質が推定できるまでの間は、~~基本的には最高レベルとなるレベルA防護措置とするが、~~活動環境や原因物質の漏えい・拡散状況、曝露者等の症状などを総合的に判断したうえで、防護レベル~~の引き下げ~~を選定~~について~~も考慮~~する。防護レベル選択時の目安とするフローチャートを以下に示す（図１－７）。

なお、検知活動の結果や関係者（通報者）等から、以下の信頼できる情報により原因物質の推定ができた場合は、それぞれの災害に適合した防護措置を講じた活動隊による消防活動を実施する。

○消防、警察機関による検知活動の結果
○化学災害時における日本中毒情報センターから得られた回答
○生物災害時における地方衛生研究所等から得られた回答
○陸上輸送中に事故を起こした車両に積載されているイエローカード（一般社団法人日本化学工業協会が推進する「化学物質や高圧ガス輸送時の事故」に備えた関係者が取るべき処置を書いた緊急連絡カード）
○事故が発生した施設の責任者からの図面や書類等を用いた情報提供

図１－７　防護レベル選択時のフローチャート（再掲）



CBRNEテロにおける救急活動（活動マニュアル改正案）

資料2-3

令和8年7月23日（木）
救助技術の高度化等検討会分科会資料

現行のマニュアルに、以下の内容の追加を検討

第５ コールドゾーンでの活動

・ CBRNEテロが疑われる場合（以下、「疑テロ事案」という。）は、災害現場で再度災害が生じる可能性が高いことから、迅速に曝露者を災害現場から遠ざけること（現場クリアランス）が必要である。災害現場に曝露者が滞留しないように、災害現場で2次トリアージを実施せず、災害の態様に応じて、すべての曝露者を特定の医療機関に速やかに集中的に搬送することが考えられる。消防機関が曝露者を特定の医療機関に集中的に搬送するためには、あらかじめ搬送先の医療機関（以下、「初期対応医療機関」という。）が決められている必要がある。

１ 広報・避難誘導
（２）実施要領

オ 疑テロ事案においては、現場に曝露者を滞留させないことを優先し、迅速に曝露者を災害現場から遠ざける活動（現場クリアランス）を実施する。

２ 2次トリアージ
（２）実施要領

エ 疑テロ事案において、初期対応医療機関が決められている場合は、START法及びトリアージタグへの詳細な傷病情報の記載は時間を要し、現場クリアランスを阻害する要因となるため、災害現場では実施しない。しかしながら、必要に応じて傷病程度による優先度を判断して搬送する。

３ 救急活動
（２）実施要領

カ 疑テロ事案において、重症者及び歩行不能曝露者について災害現場で病院選定をしていると搬送までに時間を要することから、初期対応医療機関が決められている場合は、病院選定は実施せず、当該初期対応医療機関へ集中的に搬送する。歩行可能な軽症者については、人員搬送バスや隊員の誘導により、当該初期対応医療機関へ集中的に搬送する。

第５　コールドゾーンでの活動

活動する隊は、レベルＣ・Ｄ防護措置を講じた隊で、主に被害の拡大防止を図るための広報・避難誘導、曝露者（疑いがある者を含む。）の２次トリアージ及び救急活動を実施する。

CBRNE テロが疑われる場合（以下、「疑テロ事案」という。）は、災害現場で再度災害が生じる可能性が高いことから、迅速に曝露者を災害現場から遠ざけること（現場クリアランス）が必要である。災害現場に曝露者が滞留しないように、災害現場で２次トリアージを実施せず、災害の態様に応じて、すべての曝露者を特定の医療機関に速やかに集中的に搬送することが考えられる。消防機関が曝露者を特定の医療機関に集中的に搬送するためには、あらかじめ搬送先の医療機関（以下、「初期対応医療機関」という。）が決められている必要がある。

１　広報・避難誘導

(1)　目的

コールドゾーン（消防警戒区域）の範囲内又はコールドゾーンの外側の境界付近の通行人及び住民に対し、災害状況等を周知することにより、住民の安全確保を図る。

(2)　実施要領

ア　他機関と連携して、広報車、拡声器等を使用し、避難場所への誘導及びコールドゾーン（消防警戒区域）からの退去を指示する。

イ　要援護者施設（病院、老人ホーム、保育園等）を重点的に実施する。

ウ　避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障害者、訪日外国人など）を含む多くの人に対して、分かりやすく、かつ効果的に情報を伝えるために、災害対応ピクトグラムなどを活用することも考慮する。（再掲）



エ　生物災害が屋内で発生した場合には、関係者（管理人等）に対して、エアコン等空調設備の停止を指示するとともに、建物内の混乱をさけるよう放送設備等を活用して指示してもらう。

オ　疑テロ事案においては、現場に曝露者を滞留させないことを優先し、迅速に曝露者を災害現場から遠ざける活動（現場クリアランス）を実施する。

(3)　留意事項

ア　曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため、口、鼻等をタオルやハンカチ等で覆うように指示する。

イ　１次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、

除染所に誘導する。

ウ　コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、２次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。

エ　コールドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、消防又は警察に連絡し、指定された病院に行くよう周知する。

(4)　避難誘導等における広報文の例を「資料編：Ｐ．46」に示す。

避難方向の指示を土地勘のない人、子供、高齢者等の人たちのために「○○方向　　（側）」だけでなく、「赤色回転灯が回転している消防車の方向へ」、「クラクションを５秒間鳴動させますので、クラクションの方向へ」など子供や目の不自由な者等にも避難しやすいような工夫をする。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-138/04/shiryou.pdf#page=48

２　２次トリアージ

(1)　目的

曝露者を観察し、トリアージタグを活用することにより、病院へ搬送する曝露者の優先順位を決定する。

(2)　実施要領

ア　救急隊は、除染所及び救護所と連携しやすい位置に２次トリアージポストを設置する。

イ　２次トリアージポストにおいて、救急隊員が医師等と連携し、トリアージタグをつけ、曝露者の症状程度を区分する。詳細な２次トリアージ要領に関しては、各消防本部の集団救急災害活動要領等に準じて実施する。その後、救護所内において応急処置を実施する。

ウ　避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障害者、訪日外国人など）を含む多くの人に対して、分かりやすく、かつ効果的に情報を伝えるために、災害対応ピクトグラムなどを活用することも考慮する。（再掲）



エ　疑テロ事案において、初期対応医療機関が決められている場合は、START 法及びトリアージタグへの詳細な傷病情報の記載は時間を要し、現場クリアランスを阻害する要因となるため、災害現場では実施しない。しかしながら、必要に応じて傷病程度による優

先度を判断して搬送する。

(3)　留意事項

ア　２次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染完了後であっても、化学剤又は生物剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用手袋、感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能）等の標準予防策（以下「スタンダードプレコーション」という。）を講じる。

イ　「化学災害又は生物災害時における曝露者情報用紙」（資料編：Ｐ.24　様式６参照）を活用するなどして、現場指揮本部において曝露者の状況をできる限り詳細に取りまとめて、消防指令室又は消防対策本部に報告する。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-138/04/shiryou.pdf#page=26

ウ　化学剤曝露による CPA 曝露者を START 方式でトリアージを実施した場合、「気道を確保して自発呼吸がなければ、救命不能」となる。START 方式は、外傷症例を想定したトリアージ方法であり、化学災害の曝露者にそのままの適応は課題が多いため、トリアージタグの使用については、安易に黒タグを付けないよう十分留意する。

エ　生物災害（曝露直後、潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合は、病原体の潜伏期間により発症していない場合があり、２次トリアージにおいても感染者の病態の格差が生じないことがある。この場合は、原因物質からの距離が近かった者、原因物質と接触時間が長かった者、高齢者・乳幼児・病人など抵抗力が低い者等を優先して搬送順位を決定する。

３　救急活動

(1)　目的

曝露者の観察及び応急処置を実施し、速やかに医療機関に搬送する。

(2)　実施要領

ア　２次トリアージポストと連携しやすく、かつ救急搬送に支障のない位置に救護所を設置する。

イ　救急隊員は、スタンダードプレコーションを講じ、曝露者の観察及び応急処置を実施し、医療機関へ迅速に搬送する。

ウ　多数の曝露者の管理、及び複数の救急隊の出動により、救急活動を統制する必要がある場合、救急隊は現場最高指揮者の許可を得て、救急指揮所を設置する。また、救急指揮所を設置した場合、現場最高指揮者は救急中隊長等を指定する。

エ　曝露者の汚染拡大防護措置（資料編：Ｐ.47 参照）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-138/04/shiryou.pdf#page=49

(ｱ)　実施要領

○担架又はストレッチャーにあらかじめ毛布又はシーツを敷き、その上に曝露者を寝かせ、担架に固定する。

○化学剤又は生物剤を吸い込まないようにマスク等を着装させる。ただし、曝露者に酸素投与が必要な場合は、酸素投与を優先させる。

○汚染が認められた部位は、ガーゼ等で覆い、更に体全体をシーツ等で包む。曝露者の過度の発汗や不快感を避けるため、原則としてポリエチレンシート等で覆わない（傷病者の生命を主眼とし、過剰な防護は行わないこと）。

○脈拍又は血圧測定、静脈路確保等に備える場合は、片方の腕をシーツ等から出しておく。

○搬送中も通常の曝露者と同様な処置を行う（バイタル確認など）。

○曝露者の精神状態もケアする（積極的な声かけなど）。

○嘔吐物や喀痰等の体内からの排泄物を回収するためのビニール袋等を準備する（内部汚染等検査のために必ず回収する）。

○汚染物（ガーゼ、包帯、使用した器具など）を入れるためのビニール袋等を準備する（前述のビニール袋等とは区別する）。

(ｲ)　留意事項

○病院への搬送距離が長距離化する場合等は、曝露者の症状も考慮し、ヘリコプターによる搬送も考慮する。病院へ搬送後、曝露者の引き渡しは、傷病者の容態、汚染状況等を医師に確実に報告する。

○各自治体（医療機関）によって、病院受け入れのための除染基準（口腔内検知を必須とする、液体曝露者は脱衣及び水除染を必須とするなど）が異なるため、医療機関等と事前に申し合わせ、調整等を行っておくことが円滑な救急活動につながる。

オ　車両等の汚染拡大防護措置（資料編：Ｐ.48～54 参照）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-138/04/shiryou.pdf#page=50

(ｱ)　実施要領

○搬送車両の運転要員には、汚染されていない者を必ず充て、車内から不要なものを下ろす。

○車内の床、壁等をポリエチレンシート等で覆う。必要であれば片面防水シートも併せて使用する。

○汚染防止措置は、床面を優先し、順次、下から上へ広げていく。

○担架又はストレッチャーは、ポリエチレンシート等を敷き、必要であれば片面防水シートも併せて使用する。その際滑りやすい場合は紙等を敷く。

○搬送後は、原則として養生シートを上から順に取り除き、隊員及び救急車等の汚染検査を行う。

(ｲ)　留意事項

○ストレッチャーの昇降機能及び固定機能を損なわないようにする。
○搬送車内には、不必要な人員は乗車させない。
○搬送後、汚染が残存する場合は、拭き取り等の除染を行い、再度、汚染の有無を確認する。
○第三者による車両及び隊員の安全宣言を行う体制を考慮しておく。
○原因物質の性状や曝露者の曝露状況、症状等から車両の養生の程度（部分的な養生、完全養生など）を判断する。

カ　疑テロ事案において、重症者及び歩行不能曝露者について災害現場で病院選定をしていると搬送までに時間を要することから、初期対応医療機関が決められている場合は、病院選定は実施せず、当該初期対応医療機関へ集中的に搬送する。歩行可能な軽症者については、人員搬送バスや隊員の誘導により、当該初期対応医療機関へ集中的に搬送する。

(3)　留意事項

ア　化学災害の場合

(ｱ)　二次汚染を防止するため、救急車内の換気を行う。

(ｲ)　曝露者の観察を行う隊員は、曝露者からの二次汚染を考慮し、必要に応じてレベルＣ防護措置を講じる。

(ｳ)　多数の曝露者が発生した場合には、重症者及び歩行不能曝露者は救急車で搬送し、歩行可能な比較的症状の軽い曝露者は大量に搬送できる人員搬送バス等で搬送する。また、警察機関に協力を依頼し、警察車両が誘導をするなど、効率的な搬送を実施する。

イ　生物災害の場合

(ｱ)　生物剤の拡散防止のためには医療機関までアイソレーターにて搬送するのが望ましい。

(ｲ)　アイソレーターが用意できない場合には、医師又は保健所職員による疫学調査診断後、除染を実施し、必要に応じてレベルＣ防護措置を講じて搬送する。

(ｳ)　医師等の協議により、粉等による生物剤に曝露された人の除染を実施しない場合には、生物剤が拡散しないように曝露者の全身をビニール等で覆い、口鼻部分には感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能）を装着し、曝露者の身体、衣服又は汚物が直接触れないようにする。また、床等にビニールシート等を敷くなどの処置を行う。

(ｴ)　救急搬送時には救急車内の換気扇、エアコン等を停止し、車外に空気が漏れないような処置をとる。

(ｵ)　保健所等からの指示により指定された医療機関等に搬送する。

ウ　搬送後の処置

(ｱ)　救急車内の除染を実施すること。ただし、生物災害の場合、保健所等の指示による。

(ｲ)　搬送した救急隊員は、必要に応じて医療機関で診察を受ける。

4　解毒剤自動注射器の使用

有機リン系農薬やサリン等の神経剤等の化学物質による化学災害又は化学テロにより曝

露者が発生した場合は、「令和３年度救助技術の高度化等検討会（解毒剤自動注射器の運用に関する報告書）」に示す「解毒剤自動注射器の使用判断チェックリスト」に基づき、解毒剤自動注射器の使用についても考慮する。

３－１　解毒剤自動注射器の使用判断チェックリスト（再掲）

